## 入間市手数料条例新旧対照表

人间刊于数件未例利用ATRX							
改正案			現行				
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)				
事務の種類 金額			事務の種類		金額		
1~48 略			1~48 略				
49 長期優良住宅長期優	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端	4	49 長期優良住宅	長期優	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端		
の普及の促進良住宅	数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		の普及の促進」	良住宅	数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		
に関する法律建築等	(1)~(3) 略		に関する法律	建築等	(1)~(3) 略		
(平成20年法計画の	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6		(平成20年法	計画の	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6		
律第87号)第認定申	条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1		律第87号)第	認定申	条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1		
5条第1項か請手数	項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準		5条第1項か	請手数	項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準		
ら第3項まで料	関係規定」という。)に適合するかどうかの審査		ら第3項まで	料	関係規定」という。) に適合するかどうかの審査		
に規定する長	の申出があつた場合は、前三号に定める額に、 <u>3</u>		に規定する長		の申出があつた場合は、前三号に定める額に、 $3$		
期優良住宅建	<u>3の項</u> の定めるところにより算定した建築物確認		期優良住宅建		<u>4の項</u> の定めるところにより算定した建築物確認		
築等計画の認	申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又		築等計画の認		申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又		
定の申請に対	は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性		定の申請に対		は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性		
する審査	判定を併せて申し出る場合については、一の建築		する審査		判定を併せて申し出る場合については、一の建築		
	物(同法第20条第2項の規定により別の建築物と				物(同法第20条第2項の規定により別の建築物と		
	みなされる建築物にあつては、当該別の建築物と				みなされる建築物にあつては、当該別の建築物と		
	みなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第2				みなされる建築物) ごとに、構造計算が同法第2		
	0条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土				0条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土		
	交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正				交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正		
	に行われたものは120,700円、その他のものは17				に行われたものは120,700円、その他のものは17		
	4,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た				4,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た		

				-	
	額を加算した額				額を加算した額
50 長期優良住宅長期優	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端	50	長期優良住宅	長期優	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端
の普及の促進良住宅	数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		の普及の促進	良住宅	数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
に関する法律建築等	(1)~(3) 略		に関する法律	建築等	(1)~(3) 略
第8条第1項計画の	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8		第8条第1項	計画の	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8
に規定する長変更認	条第2項の規定により準用する同法第6条第2		に規定する長	変更認	条第2項の規定により準用する同法第6条第2
期優良住宅建定申請	項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係		期優良住宅建	定申請	項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係
築等計画の変手数料	規定に適合するかどうかの審査の申出があつた		築等計画の変	手数料	規定に適合するかどうかの審査の申出があつた
更の認定の申	場合は、前三号に定める額に、 <u>33の項</u> の定めると		更の認定の申		場合は、前三号に定める額に、34の項の定めると
請に対する審	ころにより算定した建築物確認申請又は計画通		請に対する審		ころにより算定した建築物確認申請又は計画通
査	知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18		查		知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18
	条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を				条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を
	併せて申し出る場合については、一の建築物(同				併せて申し出る場合については、一の建築物(同
	法第20条第2項の規定により別の建築物とみな				法第20条第2項の規定により別の建築物とみな
	される建築物にあつては、当該別の建築物とみな				される建築物にあつては、当該別の建築物とみな
	される建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第				される建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第
	1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通				1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通
	大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行				大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行
	われたものは120,700円、その他のものは174,60				われたものは120,700円、その他のものは174,60
	0円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を				0円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を
	加算した額				加算した額
51・52 略		51	1・52 略		
53 都市の低炭素低炭素 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の			都市の低炭素	低炭素	(1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の
化の促進に関建築物	促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基		化の促進に関	建築物	促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基
する法律(平新築等	準に適合していることを示す書類又はこれに類		する法律(平	新築等	準に適合していることを示す書類又はこれに類

成24年法律第計画の する書類として市長が別に定めるものが提出さ 84号) 第53条認定申 れた場合 一の建築物について、次に掲げる区分 第1項に規定請手数 に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ア・イ 略 する低炭素建料 築物新築等計 ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用 画の認定の申 途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じ 請に対する審 それぞれ次に定める額 床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性そ の他の性能に関する建築物に係るエネルギー の使用の合理化の一層の促進その他の建築物 の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平 成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119号。第2号ウにおいて「基準」という。) Iの第2の2の2─3(2)ロの規定により設計 一次エネルギー消費量を算定した建築物につ いては、共同住宅の共用部分の床面積を除く。 このウ及び次項第1号ウ において同じ。)の 合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 10,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超えるもの 19,000円 1(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算 した額 ア・イ 略 ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロ

の規定により設計一次エネルギー消費量を算

成24年法律第計画の する書類として市長が別に定めるものが提出さ 84号) 第53条認定申 れた場合 一の建築物について、次に掲げる区分 第1項に規定請手数 に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 する低炭素建料 ア・イ 略 築物新築等計 ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用 画の認定の申 途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じ 請に対する審 それぞれ次に定める額 床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性そ の他の性能に関する建築物に係るエネルギー の使用の合理化の一層の促進その他の建築物 の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平 成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119号。第2号ウにおいて「基準」という。) I の第2の2の2−3(2)ロの規定により設計 一次エネルギー消費量を算定した建築物につ いては、共同住宅の共用部分の床面積を除く。 このウ及び55の項第1号ウにおいて同じ。)の 合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 10,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超えるもの 31,000円 |(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算 した額 ア・イ 略

ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロ

の規定により設計一次エネルギー消費量を算

定した共同住宅を除く。<u>次項第2号ウ</u>において同じ。)の共有部分 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 111 000円

床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 111,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超えるもの <u>145,000</u> 円

- エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 250,000円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 317,000 円
- オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共 有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建 築物(エネルギー消費性能の計算方法として、 モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。 次項において同じ。)を採用した場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める 類

床面積の合計が300㎡以内のもの 91,000円 床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>118,000</u> 円

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合す 定した共同住宅を除く。55の項第2号ウにおいて同じ。)の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が $300\text{m}^2$ 以内のもの 111,000円 床面積の合計が $300\text{m}^2$ を超えるもの 192,000

- エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 250,000円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 412,000円
- オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。)を採用した場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 91,000円床面積の合計が300㎡を超えるもの 158,000
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合す

るかどうかの審査の申出があつた場合は、前二号 るかどうかの審査の申出があった場合は、前二号 に定める額に、33の項の定めるところにより算定 に定める額に、34の項の定めるところにより算定 した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建 した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建 築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に 築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に 基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場 基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場 合については、一の建築物(同法第20条第2項の 合については、一の建築物(同法第20条第2項の 規定により別の建築物とみなされる建築物にあ 規定により別の建築物とみなされる建築物にあ つては、当該別の建築物とみなされる建築物)ご つては、当該別の建築物とみなされる建築物)ご とに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は とに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は 第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受け 第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受け たプログラムにより適正に行われたものは120.7 たプログラムにより適正に行われたものは120.7 00円、その他のものは174,600円を加算した額) 00円、その他のものは174,600円を加算した額) を加算した額 を加算した額 54 都市の低炭素低炭素 (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低 |54||都市の低炭素低炭素||(1)||変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低 化の促進に関建築物 炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に 化の促進に関建築物 炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に する法律第55新築等 掲げる基準に適合していることを示す書類又は する法律第55新築等 掲げる基準に適合していることを示す書類又は 条第1項に規計画の これに類する書類として市長が別に定めるもの 条第1項に規計画の これに類する書類として市長が別に定めるもの 定する低炭素変更認 が提出された場合 一の建築物について、次に掲 定する低炭素変更認 が提出された場合 一の建築物について、次に掲 建築物新築等定申請 建築物新築等定申請 げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算し げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算し 計画の変更の手数料 た額 計画の変更の手数料 た額 認定の申請に 認定の申請に ア・イ 略 ア・イ 略 対する審査 ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用 対する審査 ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用 途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じ 途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める額 それぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 5,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの 5,000円

床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>9,500円</u>

(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算 した額

## ア・イ 略

- ウ 共同住宅の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 55,500円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 72,500円
- エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 125,000円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 158,500円
- オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共 有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建 築物(エネルギー消費性能の計算方法として、 モデル建物法を採用した場合に限る。) 次に 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 45,500円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 59,000円 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第

床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>15,500</u> <u>円</u>

(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に 掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算 した額

## ア・イ 略

- ウ 共同住宅の共有部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 55,500円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 96,000円
- エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 125,000円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 206,000円
- オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡以内のもの 45,500円 床面積の合計が300㎡を超えるもの 79,000円
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第

	2項の規定により準用する同法第54条第2項の	2項の規定により準用する同法第54条第2項の
	規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定	規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定
	に適合するかどうかの審査の申出が <u>あつた</u> 場合	に適合するかどうかの審査の申出が <u>あった</u> 場合
	は、前二号に定める額に、 <u>33の項</u> の定めるところ	は、前二号に定める額に、34の項の定めるところ
	により算定した建築物確認申請又は計画通知手	により算定した建築物確認申請又は計画通知手
	数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4	数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4
	項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて	項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて
	申し出る場合については、一の建築物(同法第2	申し出る場合については、一の建築物(同法第2
	0条第2項の規定により別の建築物とみなされる	0条第2項の規定により別の建築物とみなされる
	建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる	建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる
	建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第1項第	建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第
	2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の	2 号イ又は第3 号イに規定する国土交通大臣の
	認定を受けたプログラムにより適正に行われた	認定を受けたプログラムにより適正に行われた
	ものは120,700円、その他のものは174,600円を加	ものは120,700円、その他のものは174,600円を加
	算した額)を加算した額	算した額)を加算した額
55 建築物のエネ建築物	(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の	
ルギー消費性エネル	建築物について、当該建築物が記載された同条第	
能の向上に関ギー消	1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上	
する法律(平費性能	計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条	
成27年法律第適合性	第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が	
53号。以下「建判定手	提出された場合	
築物省エネ 数料	ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第	
法」という。)	2項の規定による場合	
第12条第1項	床面積の合計(市長が別に定める算定方法によ	
若しくは第2	つて算定したものをいう。以下この項及び59	

項又は第13条	<u>の</u> 項において同じ。)が300㎡未満のもの 11,
第2項若しく	000円
は第3項の規	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 19,000円
定に基づく建	<u>イ</u> 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第
築物エネルギ	3項の規定による場合
一消費性能適	床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円
合性判定に対	床面積の合計が300㎡以上のもの 9,500円
する審査	(2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2
	項の規定による場合 ((1)アに掲げる場合を除
	<u> </u>
	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める
	省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1
	号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合
	するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次
	に定める額
	床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円
	床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円
	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める
	省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適
	合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ
	次に定める額
	床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円
	床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円
	(3) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3
	項の規定による場合 ((1)イに掲げる場合を除

	ĺ		1				
			<u>&lt;.)</u>				
			ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める				
			省令第1条第1項第1号イに定める基準に適				
			合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ				
			次に定める額				
			床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円				
			床面積の合計が300㎡以上のもの 167,000円				
			イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める				
			省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適				
			合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ				
			<u>次に定める額</u>				
			床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円				
			床面積の合計が300㎡以上のもの 65,000円				
<u>56</u>	建築物省エネ	建築物	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金				
	法第34条第1	エネル	額				
	項	ギー消	(1) 建築物省エネ法 <u>第35条第1項各号</u> に掲げる基				
		費性能	準に適合していることを示す書類又はこれに類				
		向上計	する書類として市長が別に定めるものが提出さ				
		画の認	れた場合				
		定申請	ア略				
		手数料	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲				
			げる区分に応じそれぞれ次に定める額				
	に規定する建		床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定				
	築物エネルギ		める省令				
	一消費性能向		第4条第3項第2号の規定により設				

55 建築物のエネ建築物 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金 ルギー消費性エネル 額 能の向上に関ギー消 (1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基 する法律(平費性能 準に適合していることを示す書類又はこれに類 成27年法律第向上計 する書類として市長が別に定めるものが提出さ 53号。以下「建画の認 れた場合 築物省エネ 定申請 ア略 法」という。)手数料 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲 第29条第1項 げる区分に応じそれぞれ次に定める額 に規定する建 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定 築物エネルギ める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省 -消費性能向 令第1号)第4条第3項第2号の規定により設 上計画の認定 の申請に対す る審査

計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>このイ及び</u>次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円

床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 23,000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次 に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 19,000円

- (2) 略
- (3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び ロ(1)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの267,000円床面積の合計が300㎡以上のもの334,000円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円

(5) 建築物省エネ法<u>第35条第2項</u>の規定に基づ き、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 上計画の認定 の申請に対す る審査

計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>このイ、</u> <u>、</u>次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び 第3号イにおいて同じ。)の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円

床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 23,000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次 に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 31,000円

- (2) 略
- (3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び ロ(2)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 171,000円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び ロ(1)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 432,000円

(5) 建築物省エネ法<u>第30条第2項</u>の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

の申出があつた場合は、33の項の定めるところに の申出があつた場合は、34の項の定めるところに より算定した建築物確認申請又は計画通知手数 より算定した建築物確認申請又は計画通知手数 料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項 料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項 の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申 の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申 し出る場合については、一の建築物(同法第20 し出る場合については、一の建築物(同法第20 条第2項の規定により別の建築物とみなされる 条第2項の規定により別の建築物とみなされる 建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる 建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる 建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第 建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第 2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の 2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の 認定を受けたプログラムにより適正に行われた 認定を受けたプログラムにより適正に行われた ものは120,700円、その他のものは174,600円を加 ものは120,700円、その他のものは174,600円を加 算した額) 算した額) |57|||建築物省エネ|||建築物 ||一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金 56 健築物省エネ健築物 ├の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金 法第36条第1エネル 額 法第31条第1エネル 額 頃に規定する|ギー消 |(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画 頃に規定する|ギー消 |(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画 |建築物エネル||費性能 | が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基 建築物エネル費性能 が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基 ギー消費性能向上計 準に適合していることを示す書類又はこれに類 ギー消費性能向上計 準に適合していることを示す書類又はこれに類 向上計画の変画の変 する書類として市長が別に定めるものが提出さ 向上計画の変画の変 する書類として市長が別に定めるものが提出さ |更の認定の申||更認定 | れた場合 前項第1号に定める額に2分の1を 更の認定の申更認定 れた場合 前項第1号に定める額に2分の1を 請に対する審申請手 | 乗じて得た額 請に対する審申請手 乗じて得た額 数料 (2) 略 数料 (2) 略 |(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 (3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び ロ(1)に適合するもの 前項第3号に定める額に ロ(2)に適合するもの 前項第3号に定める額に 2分の1を乗じて得た額 2分の1を乗じて得た額

- (4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び 口(2)に適合するもの 前項第4号に定める額に 2分の1を乗じて得た額
- (5) 建築物省エネ法第36条第2項の規定により準 用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基 づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査の申出があつた場合は、33の項 の定めるところにより算定した建築物確認申請 又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3 又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合 性判定を併せて申し出る場合については、一の建 築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物 とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物 とみなされる建築物) ごとに、 構造計算が同法第 20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国 土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適 正に行われたものは120,700円、その他のものは1 74,600円を加算した額)
- |58||建築物省エネ||建築物||次に掲げる額を合算して得た金額|

ア・イ 略

建築物エネル費性能 |ギー消費性能||基準に | 基準に適合し適合し

|法第41条第1||エネル|(1) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築| **頃に規定する|ギー消| 物エネルギー消費性能基準に適合していること** を示す書類又はこれに類する書類として市長が 別に定めるものが提出された場合

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び 口(1)に適合するもの 前項第4号に定める額に 2分の1を乗じて得た額

|(5) 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準 用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基 づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項 の定めるところにより算定した建築物確認申請 又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3 又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合 性判定を併せて申し出る場合については、一の建 築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物 とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物 とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第 20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国 土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適 正に行われたものは120,700円、その他のものは1 74.600円を加算した額)

建築物エネル費性能 ギー消費性能基準に 基準に適合し適合し

57 建築物省エネ建築物 次に掲げる額を合算して得た金額

|法第36条第1||エネル||(1) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築 頃に規定する|ギー消 | 物エネルギー消費性能基準に適合していること を示す書類又はこれに類する書類として市長が 別に定めるものが提出された場合 ア・イ 略

11 1	1	
ている旨の認ている	ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次	ている旨の認ている ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次
定の申請に対旨の認	に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	定の申請に対   に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
する審査 定申請	床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円	する審査 定申請 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円
手数料	床面積の合計が300㎡以上のもの <u>19,000円</u>	手数料 床面積の合計が300㎡以上のもの <u>31,000円</u>
	(2) • (3) 略	(2)・(3) 略
	(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費	(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費
	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ
	に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ	に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ
	<u>れ次に定める額</u>	
	<u>床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円</u>	<u>床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円</u>
	<u>床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円</u>	<u>床面積の合計が300㎡以上のもの 171,000円</u>
	(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費	(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費
	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ
	に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ	に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ
	れ次に定める額	<u>れ次に定める額</u>
	床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円	床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円
	床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円	<u>床面積の合計が300㎡以上のもの 432,000円</u>
59 建築物のエネ建築物	(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の	
ルギー消費性エネル	建築物について、当該建築物が記載された同条第	
能の向上に関ギー消	1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上	
する法律施行費性能	計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条	
規則(平成28確保計	第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が	
年国土交通省画軽微	提出された場合	
令第5号)第1変更該	床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円	
1条の規定に 当証明		

基づく軽微な書交付	(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能			
変更に該当し申請手	基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定			
ていることを数料	める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応			
証する書面の	じそれぞれ次に定める額			
交付の申請に	床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円			
対する審査	床面積の合計が300㎡以上のもの 167,000円			
	(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能			
	基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定			
	める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応			
	じそれぞれ次に定める額			
	床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円			
	床面積の合計が300㎡以上のもの 65,000円			
<u>60∼77</u>		<u>58∼75</u>		
備考 略		備考 略	<u> </u>	